

第5類 給与

○組合の議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例

〔平成28年3月8日〕
〔条例第5号〕

(目的)

第1条 この条例は、名寄地区衛生施設事務組合の議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定めることを目的とする。

(議員報酬)

第2条 議員の議員報酬は、次の各号のとおりとする。ただし、年額支給の者で在職期間が1年に満たないときは、月割りの額とする。

- (1) 議長 年額 45,000円
- (2) 副議長 年額 39,000円
- (3) 議員 年額 36,000円

第3条 議員報酬は、議員がその職についた当月分から支給する。

第4条 議員が、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときは、その当月分までの議員報酬を支給する。

(費用弁償)

第5条 議員が招集に応じ、又は職務に従事したときは、費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の規定により支給する旅費の日当の額は、職員の給与及び旅費等に関する条例(昭和39年条例第5号)による日当額とする。
- 3 前項に定めるもののほか、支給する旅費の額及びその支給方法は、職員の給与及び旅費等に関する条例(昭和39年条例第5号)により支給する。

附 則 (平成28年3月8日 条例第5号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

